

16.小江町地区整備計画区域

別表第2.用途の制限(第4条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
小江町地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅(長屋を除く。)</p> <p>(2) 兼用住宅でその他の用途が次のア又はイに該当するもの ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>(3) 集会所</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所</p> <p>(6) その他公益上必要な建築物</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等</p>

別表第5.敷地面積の最低限度(第7条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
小江町地区	160 平方メートル

別表第6.壁面の位置の制限(第8条関係)

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
小江町地区	1 メートル	<p>(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置</p> <p>(2) 床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等</p>